

調布市シェアスペース活用等マッチング制度実施要領

平成30年3月15日

第1条 目的

この要領は、地域の法人等が有するシェアスペースを地域の資源と捉え、運動の実践による介護予防活動を行っている地域の団体に活動場所として紹介することにより、法人等の地域貢献及び団体の介護予防活動を支援し、もって地域の活性化及び介護予防の推進を図ることを目的とする。

第2条 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シェアスペース 市内の法人等が所有する使用されていない空きスペース
- (2) シェアスペース所有者 シェアスペースを所有等しており、地域貢献として公益目的で提供していただける法人等
- (3) シェアスペース活用希望者 シェアスペースを運動の実践による介護予防のために活用しようと考えている高齢者団体等

第3条 制度の登録申請等

シェアスペース所有者またはシェアスペース活用希望者として、この制度に登録を希望する者（以下「申請者」という。）は「調布市シェアスペース活用等マッチング制度 シェアスペース所有者 登録申請書」（様式第1号）または「調布市シェアスペース活用等マッチング制度シェアスペース活用希望者 登録申請書」（様式第2号）に、「調布市シェアスペース活用等マッチング制度誓約書」（様式第3号）及び必要書類を添付して市長に提出するものとする。

第4条 登録の審査等

市長は前条の規定に基づく申請があったときは、登録の可否を審査し、本事業の趣旨に沿うと認めた場合は、シェアスペース活用等マッチング制度登録者（以下「登録者」という。）として「シェアスペース活用等マッチング制度登録台帳」（様式第4号）に登録するものとする。

第5条 シェアスペース所有者の登録要件

シェアスペース所有者の登録に当たっては次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 現にシェアスペースを有しており、そのシェアスペースについて、10畳程度以上の

広さがあり、固定の週1回2時間以上提供可能なこと。また、消防法等の基準が守られていること。なお、体操で利用するための背もたれ付きの簡易な椅子があることが望ましい。

- (3) シェアスペース所有者の意思決定に関わるもの全員が、本制度の登録に同意していること。
- (4) シェアスペースについて地域貢献を図る目的で提供すること。
- (5) 布教等の宗教活動・営利活動を目的としないこと。
- (6) その他留意事項

シェアスペースの提供にあたっては、原則無償とし、利用時間や提供期間その他の条件についてはシェアスペース活用希望者と協議のうえ決定すること。

第6条 シェアスペース活用希望者の登録要件

シェアスペース活用希望者の登録に当たっては次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 5人以上の団体であり、うち市内在住65歳以上のものが概ね7割以上いること。
- (2) 月2回以上、「簡単！10の筋力トレーニング」を行うこと。
- (3) 宗教活動・営利を目的とした団体でないこと。
- (4) その他留意事項

ア シェアスペースの活用にあたっては、活用条件についてシェアスペース所有者と協議のうえ決定すること。

イ 継続して介護予防活動を行うこと。

ウ 活用等をするにあたり法に抵触する行為を行わないこと

エ 活用するシェアスペースやその建物の維持管理に努めること

第7条 登録事項の変更の届出

登録者は、マッチング前に登録申請書の記載事項に変更を生じる場合は、「シェアスペース活用等マッチング制度登録事項変更届出書」（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

第8条 登録の取消し

市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第6条の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 「シェアスペース活用等マッチング制度登録辞退届」（様式第6号）の提出があったとき。
- (4) その他シェアスペース活用登録者として適当でないと認められる事由が生じたとき

第9条 情報提供

市長は、シェアスペース所有者に係るシェアスペース活用等マッチング制度登録台帳をホームページ等により公開するものとする。ただし、掲載を拒否した場合にはこの限りではない。

第10条 マッチング

市長は、シェアスペース所有者の所在地とシェアスペース活用希望者の活動場所等を照らし合わせ、必要に応じて、両者を紹介する。

第11条 守秘義務

市及び登録者は、シェアスペース活用等マッチング制度の実施において知り得た情報等を、情報提供者の許可なく本制度以外の目的で使用してはならない。

第12条 市の責任

市のホームページ等に掲載する情報は、登録者から提供された情報を掲載するものであり、内容の真正を保障するものではない。

2 マッチング後に当事者間で行われる具体的な協議や事故等については、市は直接これに関与しないものとし一切の責任を負わない。

第13条 暴力団の排除

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）に規定する暴力団員等であると認められる者は、調布市シェアスペース活用等マッチング制度を利用することができない。

第14条 雑則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。